

対象年度	令和 8年度							総合計画実施計画策定及び行政評価シート				
事務事業名	不妊治療費助成事業							予算事業名	不妊治療費助成事業費			
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知			
			04	01	03	28	経常経費					
総合計画体系	みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指す 未来を担う子どもを育む環境づくり 子育て家庭への支援							事業の区分	主要事業			
								担当課係等	重点事業			
							健康増進課					
							母子保健係					
事業期間	継続 (平成24年度～ 年度)											
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
子どもを出産しやすい環境整備の一環として、1回の治療費が高額である不妊治療費の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。							平成16年度より国、県の助成事業開始。平成24年度から市で事業開始。平成28年度に男性不妊治療拡充。令和4年度より治療が保険適用。令和7年度から茨城県で助成事業 (先進医療) が開始、他市町村も助成事業 (先進医療) を開始したが、助成回数や金額等は様々である。					
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】							【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】					
○対象 (要件有り) : (1) 夫及び妻のいずれもが、治療開始から申請時まで引き続き市内に住所を有し、居住していること。事実婚関係にある夫婦の場合は、夫及び妻のいずれもが治療開始から申請時まで引き続き市内に住所を有し、同居している者。 (2) 市税等を滞納していない夫婦 (3) 治療開始時における妻の年齢が43歳未満であること ○助成対象治療 : 保険適用となる生殖補助医療及び保険適用となる生殖補助医療と併用して実施した先進医療並びに男性不妊治療。 ○助成額 : 夫婦につき年度内において10万円 (上限額) ○助成回数 : 上限額に達するまで複数回申請可							保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦または事実婚関係にある夫婦。 治療開始時における妻の年齢が43歳未満である者、保険適用となる生殖補助医療及び保険適用となる生殖補助医療と併用して実施した先進医療 【事業をとりまく環境の変化】 近年、結婚年齢や出産年齢が年々徐々に上昇し、2018年、平均初婚年齢は男性31.1歳、女性29.4歳となり、第1子出産時の女性の平均年齢が30.7歳である。また、2015年社会保障・人口基本調査によると、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は全体で18.2%、子どものいない夫婦では28.2%で夫婦全体の5.5組に1組に当たる。さらに、特定不妊治療等により出生した子どもの割合は全出生児の約5.1%で約20人に1人の割合となっている。					
【令和 8年度 事業内容】				【令和 9年度 事業内容】				【令和10年度 事業内容】				
不妊治療 (先進医療も含む) の助成				不妊治療 (先進医療も含む) の助成				不妊治療 (先進医療も含む) の助成				

■ 事業費

		R06年度	R07年度			
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0			
	県支出金	0	100			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	2,000	1,400			
歳入計 (千円)		2,000	1,500			
歳 出 内 訳	節 (番号 + 名称)	金額 (千円)	金額 (千円)			
	18 負担金補助及び交付金	2,000	1,500			
歳出計 (千円) (A)		2,000	1,500			
伸び率 (%)			-25.00			
備考	総合計画45ページ 予算書119ページ					

令和 6年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位		R06年度	R07年度	R08年度
活動 指標	申請件数	件	目標	25.00	25.00	25.00
			実績	20.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	助成件数 助成を受けた人の妊娠した割合 令和6年度・14件	%	目標	40.00	40.00	40.00
			実績	70.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	B どちらとも言えない	令和4年度から保険適用に伴い高額療養費制度の対象となったが、自己負担分の治療費は高額であることから、不妊に悩む夫婦が治療を受けやすいよう経済的負担を軽減する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	B どちらとも言えない	令和4年度から保険適用となったことから、行政が行う事業として実施すべきか検討していく必要がある。
	手段の妥当性	B どちらとも言えない	年度要項での補助金のため、毎年見直しをしていく必要がある。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	市独自事業のため、国や県、他市町村の動向をみていく必要がある。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	夫または妻のどちらか一方が結城市に住所を有している夫婦、及び、結城市に住所を有し同居している事実婚の夫婦を対象としている。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	令和6年度不妊治療費助成の申請者20件のうち、14件が妊娠していることから、不妊治療の成果が高い。保険適用になったことで、不妊治療に取り組みやすくなったのではないかと考える。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	令和5年度は30件の申請があったが、令和6年度は20件の申請と実績が減少していることから、事業の周知が不十分な可能性がある。

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

平成24年度から茨城県不妊治療費助成事業の交付決定者を対象に不妊治療費助成事業を開始し、令和4年度から保険適用となったが、市の独自事業として治療費の自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減に取り組んでいる。令和6年度は申請数が20件と令和5年度より減少したが、不妊治療後に妊娠が確認できた夫婦が14件と7割と治療効果が高い結果であった。しかしながら、申請数の減少から事業の周知不足などの可能性がある。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

令和7年度より茨城県の先進医療の補助金が始まるため、本市においても先進医療（保険適用となる生殖補助医療と併用）を補助対象として、経済的負担の軽減を図っていく。
ホームページやチラシの設置など、不妊治療助成事業の周知を強化していく。

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

方向性の具体的内容

不妊治療が保険適応となり3年経過したことから、令和7年度は助成事業の見直しをおこなった。今後も適時改善しながら継続する。

2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）

上記評価のとおり

管理課連絡欄